

○樫原市第一号事業の人員、設備及び運営並びに第一号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱

平成27年12月14日告示第285号

改正

平成29年3月30日告示第70号

令和3年5月21日告示第169号

樫原市第一号事業の人員、設備及び運営並びに第一号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 第一号訪問事業（緩和した基準による第一号訪問事業）

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条～第32条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第33条～第35条）

第3章 第一号訪問事業（短期集中予防サービス）

第1節 基本方針（第35条の2）

第2節 人員、設備及び運営に関する基準（第35条の3）

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第35条の4）

第4章 第一号通所事業（緩和した基準による第一号通所事業）

第1節 基本方針（第36条）

第2節 人員に関する基準（第37条・第38条）

第3節 設備に関する基準（第39条）

第4節 運営に関する基準（第40条～第48条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第49条～第52条）

第5章 第一号通所事業（短期集中予防サービス）

第1節 基本方針（第53条）

第2節 人員に関する基準（第54条・第55条）

第3節 設備に関する基準（第56条）

第4節 運営に関する基準（第57条～第61条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第62条）

第6章 補則（第63条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の63の6第2号に規定する第一号事業に係る基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 利用料 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項に規定する第一号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

（2） 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第一号事業支給費が利用者に代わり当該第一号事業を行う者に支払われる場合の当該第一号事業支給費に係る第一号事業をいう。

（3） 介護予防ケアプラン 介護予防支援又は法第115条の45第1項第1号ニの第一号介護予防支援事業により作成されるサービス計画をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

（事業の一般原則）

第3条 第一号事業を行う者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 第一号事業を行う者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、他の第一号事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者並びに市との連携に努めなければならない。

3 第一号事業を行う者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第2章 第一号訪問事業（緩和した基準による第一号訪問事業）

第1節 基本方針

（基本方針）

第4条 第一号事業に該当する第一号訪問事業（緩和した基準による第一号訪問事業に限る。以下「訪問型サービスA」という。）は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従事者等の員数）

第5条 訪問型サービスAの事業を行う者（以下「訪問型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「訪問型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従事者等（以下この節から第5節までにおいて「訪問型サービスA従事者等」という。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、常勤の訪問型サービスA従事者等のうち、利用者の数に応じ必要と認められる数の者をサービス責任者としなければならない。

3 前項のサービス責任者は、専ら訪問型サービスAに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する訪問型サービスAの提供に支障がない場合は、訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第6条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、訪問型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、訪問型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備基準）

第7条 訪問型サービスA事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、訪問型サービスAの提供に必要な設備及び備品を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続きの説明及び同意）

第8条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問型サービスA従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第9条 訪問型サービスA事業者は、正当な理由なく訪問型サービスAの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第10条 訪問型サービスA事業者は、当該訪問型サービスA事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型サービスAを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の訪問型サービスA事業者等の紹介その他の必要な処置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者の有無及び事業対象者の有効期間を確かめるものとする。

(心身の状況等の把握)

第12条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（介護予防支援事業者が介護予防ケアプランの作成のために介護予防ケアプランの原案に位置付けた訪問型サービスA等の担当者を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第13条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防ケアプランに沿ったサービスの提供)

第14条 訪問型サービスA事業者は、介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該計画に沿った訪問型サービスAを提供しなければならない。

(介護予防ケアプラン等の変更の援助)

第15条 訪問型サービスA事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第16条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA従事者等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービス提供の記録)

第17条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、訪問型サービスAの提供日及び内容、当該訪問型サービスAについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第一号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防ケアプランを記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを提供した際には、提供したサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第18条 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当する訪問型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該訪問型サービスAに係る第一号事業支給費の額から当該訪問型サービスA事業者を支払われる費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、訪問型サービスAに係る第一号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(第一号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第19条 訪問型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない訪問型サービスAに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型サービスAの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第20条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA従事者等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型サービスAの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第21条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに訪問型サービスAの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第一号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。
(緊急時等の対応)

第22条 訪問型サービスA従事者等は、現に訪問型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス責任者の責務)

第23条 訪問型サービスA事業所の管理者(第6条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、当該訪問型サービスA事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 訪問型サービスA事業所の管理者は、当該訪問型サービスA事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス責任者(第5条第2項に規定するサービス責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 訪問型サービスAの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化や訪問型サービスAに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) 介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問型サービスA従事者等(サービス責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問型サービスA従事者等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問型サービスA従事者等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第24条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 訪問型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第25条 訪問型サービスA事業者は、利用者に対し適切な訪問型サービスAを提供できるよう、訪問型サービスA事業所ごとに、訪問型サービスA従事者等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所ごとに、当該訪問型サービスA事業所の訪問型サービスA従事者等によって訪問型サービスAを提供しなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA従事者等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 訪問型サービスA事業者は、適切な訪問型サービスAの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問型サービスA従事者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 訪問型サービスA事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問

型サービスAの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、当該訪問型サービスA事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第26条 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスA事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）訪問型サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該訪問型サービスA事業所の従業者に周知徹底を図ること。

（2）訪問型サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3）訪問型サービスA事業所において、当該訪問型サービスA事業所の従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（秘密保持等）

第27条 訪問型サービスA事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 訪問型サービスA事業者は、当該訪問型サービスA事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（利益供与及び不当な働きかけの禁止）

第28条 訪問型サービスA事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 訪問型サービスA事業者は、介護予防ケアプラン等の作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（苦情処理）

第29条 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに関し、法第115条の45の7の規定により市が行う帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 訪問型サービスA事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しな

なければならない。

5 訪問型サービスA事業者は、提供した訪問型サービスAに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 訪問型サービスA事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（市の事業との連携）

第30条 訪問型サービスA事業者は、その事業の運営に当たっては、市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第31条 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）

第31条の2 訪問型サービスA事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

（1） 訪問型サービスA事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、当該訪問型サービスA事業所の従業者に周知徹底を図ること。

（2） 訪問型サービスA事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

（3） 訪問型サービスA事業所において、訪問型サービスA従事者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

（4） 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（記録の整備）

第32条 訪問型サービスA事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、利用者に対する訪問型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しておかななければならない。

（1） 第34条第2号に規定する訪問型サービスA個別計画

（2） 第17条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3） 第21条に規定する市への通知に係る記録

（4） 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

（5） 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に関して採った処置についての記録

3 訪問型サービスA事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。

（1） 訪問型サービスAに係る第一号事業支給費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が定めるもの 訪問型サービスAを提供した日から5年間

（2） 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（訪問型サービスAの基本取扱方針）

第33条 訪問型サービスAは、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 訪問型サービスA事業者は、自らその提供する訪問型サービスAの質の評価を行い、常にその改

善を図らなければならない。

- 3 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供にあたらなければならない。
- 4 訪問型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 訪問型サービスA事業者は、訪問型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(訪問型サービスAの具体的取扱方針)

第34条 訪問型サービスA従事者等の行う訪問型サービスAの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 訪問型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA個別計画を必要に応じて作成するものとする。
- (3) 訪問型サービスA個別計画は、既に介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス責任者は、訪問型サービスA個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス責任者は、訪問型サービスA個別計画を作成した際には、当該訪問型サービスA個別計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 訪問型サービスAの提供に当たっては、訪問型サービスA個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 訪問型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) サービス責任者は、必要に応じて利用者の状態及び当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該サービスの実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) サービス責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) サービス責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型サービスA個別計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する訪問型サービスA個別計画の変更について準用する。

(訪問型サービスAの提供に当たっての留意点)

第35条 訪問型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 訪問型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。第52条において同じ。）において把握された課題、訪問型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 訪問型サービスA事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、

他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならない。

第3章 第一号訪問事業（短期集中予防サービス）

第1節 基本方針

（基本方針）

第35条の2 第一号事業に該当する第一号訪問事業（短期集中予防サービスに限る。以下「訪問型サービスC」という。）は、日常生活に支障のある生活行為を改善するために、理学療法士等が利用者の居宅を訪問し、生活上の問題、課題とその背景、原因を総合的に把握し、必要な相談、指導等を実施し、問題解決、原因の解消を図り、もって利用者の生活機能の向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員、設備及び運営に関する基準

（従事者の員数、設備及び運営）

第35条の3 訪問型サービスC事業者（訪問型サービスCを行う事業者をいう。）は、次の各号のいずれかの指定を受けているものでなければならない。

- （1）訪問看護に係る指定居宅サービス事業者の指定
- （2）訪問リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定
- （3）通所リハビリテーションに係る指定居宅サービス事業者の指定
- （4）介護予防訪問看護に係る指定介護予防サービス事業者の指定
- （5）介護予防訪問リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定
- （6）介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者の指定

第3節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（介護予防のための効果的な支援の方法）

第35条の4 訪問型サービスCの介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は別に定める。

第4章 第一号通所事業（緩和した基準による第一号通所事業）

第1節 基本方針

（基本方針）

第36条 第一号事業に該当する第一号通所事業（緩和した基準による第一号通所事業に限る。以下「通所型サービスA」という。）は、その利用者が可能な限りその居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従事者等の員数）

第37条 通所型サービスAの事業を行う事業者（以下「通所型サービスA事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「通所型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき従事者（以下この節から第5節までにおいて「通所型サービスA従事者」という。）の員数は、次に掲げる従事者の区分に応じてそれぞれ定めるとおりとする。

- （1）看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 通所型サービスAの単位ごとに、専ら当該通所型サービスAの提供に当たる看護職員が当該通所型サービスAを提供するのに必要と認められる数
- （2）通所型サービスA従事者（看護職員を含む。以下同じ。） 通所型サービスAの単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に通所型サービスA従事者（専ら通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分に対して必要と認められる数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- 2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの単位ごとに、通所型サービスA従事者（利用者の数が11人以上の場合は看護職員を除く。）を、常時1人以上当該通所型サービスAに従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、通所型サービスA従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、当

該通所型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 4 前各項の通所型サービスAの単位は、通所型サービスAであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

(管理者)

第38条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービスA事業所の管理上支障がない場合は、当該通所型サービスA事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第39条 通所型サービスA事業所は、通所型サービスAの提供に必要な施設を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスAの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する通所型サービスAの提供に必要な施設の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第40条 通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービスAを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービスAに係る第一号事業支給費から当該通所型サービスA事業者を支払われる費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスAを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービスAに係る第一号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 通所型サービスA事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) おむつ代
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 通所型サービスA事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第41条 通所型サービスA事業所の管理者(第39条の管理者をいう。以下この条において同じ。)は、通所型サービスA事業所の従業者の管理及び通所型サービスAの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第42条 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 通所型サービスAの利用定員
- (5) 通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第43条 通所型サービスA事業者は、利用者に対し適切な通所型サービスAを提供できるよう、通所型サービスA事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA事業所ごとに、当該通所型サービスA事業所の従業員によって通所型サービスAを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 通所型サービスA事業者は、通所型サービスA従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、通所型サービスA事業所の従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 通所型サービスA事業者は、適切な通所型サービスAの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、通所型サービスA従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第44条 通所型サービスA事業者は、利用定員を超えて通所型サービスAの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第45条 通所型サービスA事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 通所型サービスA事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第46条 通所型サービスA事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 通所型サービスA事業者は、当該通所型サービスA事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 通所型サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該通所型サービスA事業所の従業員に周知徹底を図ること。
 - (2) 通所型サービスA事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 通所型サービスA事業所において、当該通所型サービスA事業所の従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(記録の整備)

第47条 通所型サービスA事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 通所型サービスA事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しておかなければならない。

- (1) 第50条第2号に規定する通所型サービスA個別計画
- (2) 次条において準用する第17条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 次条において準用する第21条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 通所型サービスA事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 通所型サービスAに係る第一号事業支給費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が定めるもの 通所型サービスAを提供した日から5年間

(2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間
(準用)

第48条 第8条から第15条まで、第17条、第19条、第21条、第22条、第25条の2、第27条、第28条第1項及び第29条から第31条の2までの規定は、通所型サービスAの事業について準用する。この場合において、各条中「訪問型サービスA」とあるのは「通所型サービスA」と読み替えるほか、第8条中「第24条」とあるのは「第42条」と、「訪問型サービスA従事者等」とあるのは「通所型サービスA従事者」と、第22条及び第31条の2中「訪問型サービスA従事者等」とあるのは「通所型サービスA従事者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(通所型サービスAの基本取扱方針)

第49条 通所型サービスAは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 通所型サービスA事業者は、自らその提供する通所型サービスAの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供にあたらなければならない。

4 通所型サービスA事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(通所型サービスAの具体的取扱方針)

第50条 通所型サービスAの方針は、第36条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 通所型サービスAの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議（介護予防支援事業者が介護予防ケアプランの作成のために介護予防ケアプランの原案に位置付けた通所型サービスA等の担当者を招集して行う会議をいう。）を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2) 通所型サービスA事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、通所型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所型サービスA個別計画を必要に応じて作成するものとする。

(3) 通所型サービスA個別計画は、既に介護予防ケアプランが作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(4) 通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

(5) 通所型サービスA事業所の管理者は、通所型サービスA個別計画を作成した際には、当該通所型サービスA個別計画を利用者に交付しなければならない。

(6) 通所型サービスAの提供に当たっては、通所型サービスA個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

(7) 通所型サービスAの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- (8) 通所型サービスAの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 通所型サービスA事業所の管理者は、必要に応じて利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該サービスの実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防ケアプランを作成した介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (11) 通所型サービスA事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA個別計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する通所型サービスA個別計画の変更について準用する。

（通所型サービスAの提供に当たっての留意点）

第51条 通所型サービスAの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 通所型サービスA事業者は、サービス提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第52条 通所型サービスA事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

第5章 第一号通所事業（短期集中予防サービス）

第1節 基本方針

（基本方針）

第53条 第一号事業に該当する第一号通所事業（短期集中予防サービスに限る。以下「通所型サービスC」という。）は、日常生活に支障のある生活行為を改善するために利用者の個別性に応じて専門職により包括的なプログラムを行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従事者等の員数）

第54条 通所型サービスCの事業を行う事業者（以下「通所型サービスC事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「通所型サービスC事業所」という。）ごとに置くべき従事者（以下この節から第5節までにおいて「通所型サービスC従事者」という。）の員数は、次に掲げる従業者の区分に応じてそれぞれ定めるとおりとする。

- (1) 理学療法士等 通所型サービスCの単位ごとに、専ら当該サービスの提供にあたる理学療法士等が1名以上確保されていると認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 通所型サービスCの単位ごとに、専ら当該通所型サービスCの提供に当たる看護職員が当該通所型サービスCを提供するのに必要と認められる数
- (3) 理学療法士等を除く通所型サービスC従事者（看護職員を含む。以下同じ。） 通所型サービスCの単位ごとに、当該通所型サービスCを提供している時間帯に通所型サービスC従事者（専ら通所型サービスCの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所型サービスCを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、

利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

- 2 通所型サービスC事業者は、通所型サービスCの単位ごとに、前項の通所型サービスC従事者（理学療法士等及び看護職員を除く。）を、常時1人以上当該通所型サービスCに従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、通所型サービスC従事者（理学療法士等を除く。）は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該通所型サービスC事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 4 前各項の通所型サービスCの単位は、通所型サービスCであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

（管理者）

第55条 通所型サービスC事業者は、通所型サービスC事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、通所型サービスC事業所の管理上支障がない場合は、当該通所型サービスC事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備）

第56条 通所型サービスC事業所は通所型サービスCの提供に必要な施設を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに通所型サービスCの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に規定する通所型サービスCの提供に必要な施設の面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

第4節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第57条 通所型サービスC事業者は、法定代理受領サービスに該当する通所型サービスCを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所型サービスCに係る第一号事業支給費から当該通所型サービスC事業者を支払われる費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 通所型サービスC事業者は、法定代理受領サービスに該当しない通所型サービスCを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所型サービスCに係る第一号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 通所型サービスC事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - （1） 食事の提供に要する費用
 - （2） おむつ代
 - （3） 前2号に掲げるもののほか、通所型サービスCの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 通所型サービスC事業者は、前項の費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（管理者の責務）

第58条 通所型サービスC事業所の管理者（第55条の管理者をいう。以下この条において同じ。）は、通所型サービスC事業所の従業者の管理及び通所型サービスCの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 通所型サービスC事業所の管理者は、通所型サービスC事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第59条 通所型サービスC事業者は、通所型サービスC事業所ごとに、次に掲げる事業の運営について重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- （1） 事業の目的及び運営の方針

- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 通所型サービスCの利用定員
 - (5) 通所型サービスCの内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他運営に関する重要事項
- (記録の整備)

第60条 通所型サービスC事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 通所型サービスC事業者は、利用者に対する通所型サービスCの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備しておかなければならない。

- (1) 第62条において準用する第50条第2号に規定する通所型サービスC個別計画
- (2) 次条において準用する第17条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 次条において準用する第21条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 通所型サービスC事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。

- (1) 通所型サービスCに係る第一号事業支給費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が定めるもの 通所型サービスCを提供した日から5年間
- (2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間
(準用)

第61条 第8条から第15条まで、第17条、第19条、第21条、第22条、第25条の2、第27条、第28条第1項及び第29条から第31条の2までの規定は、通所型サービスCの事業について準用する。この場合において、各条中「訪問型サービスA」とあるのは「通所型サービスC」と読み替えるほか、第8条中「第24条」とあるのは「第59条」と、「訪問型サービスA従事者等」とあるのは「通所型サービスC従事者」と、第22条及び第31条の2中「訪問型サービスA従事者等」とあるのは「通所型サービスC従事者」と読み替えるものとする。

2 第43条から第46条までの規定は、通所型サービスCの事業について準用する。この場合において、各条中「通所型サービスA」とあるのは「通所型サービスC」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(準用)

第62条 第49条から第52条までの規定は、通所型サービスCの事業について準用する。この場合において、各条中「通所型サービスA」とあるのは「通所型サービスC」と読み替えるほか、第50条各号列記以外の部分中「第36条」とあるのは「第53条」と、同条第2号中「必要に応じて作成するものとする。」とあるのは「作成するものとする。」と読み替えるものとする。

第6章 補則

(委任)

第63条 この要綱に定めるもののほか、第一号事業の基準に係る必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施し、平成28年4月1日以後に実施する第一号事業について適用する。ただし、次項の規定は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 樫原市通所型サービス（緩和した基準によるサービス）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成27年樫原市告示第89号）は、廃止する。

附 則（平成29年 3 月30日告示第70号）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 3 年 5 月21日告示第169号）

（実施期日）

第 1 条 この要綱は、令和 3 年10月 1 日から実施する。

（虐待の防止に係る経過措置）

第 2 条 この要綱の実施の日から令和 6 年 3 月31日までの間、この要綱による改正後の檀原市第一号事業の人員、設備及び運営並びに第一号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱（以下「新要綱」という。）第 3 条第 3 項及び第31条の 2（新要綱第48条及び第61条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるように努めなければならない」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第 3 条 この要綱の施行の日から令和 6 年 3 月31日までの間、新要綱第25条の 2（新要綱第48条及び第61条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新要綱第25条の 2 中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第 4 条 この要綱の施行の日から令和 6 年 3 月31日までの間、新要綱第26条第 3 項及び第46条第 2 項（新要綱第61条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

第 5 条 この要綱の施行の日から令和 6 年 3 月31日までの間、新要綱第43条第 3 項（新要綱第61条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。